徳島県情報公開審査会答申第８７号

第１　審査会の結論

徳島県知事の決定は，妥当である。

第２　諮問事案の概要

１　公文書公開請求

平成２０年６月１０日，異議申立人は，徳島県情報公開条例（平成１３年徳島県条例第１号。以下「条例」という。）第６条第１項の規定に基づき，徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し，「平成２０年３月３１日付港振第２１５号（漁業権一斉切替に伴う漁場計画案について）に関する以下のもの①港湾振興管理課における協議に関する記録②港湾振興管理課と水産課との協議に関する記録」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

２　実施機関の決定

平成２０年６月２４日，実施機関は，本件請求に対して，次の３件の決定処分を行った。

(1)　港振第３００２号により，「平成２０年３月３１日付港振第２１５号（漁業権一斉切替に伴う漁場計画案について）に関して，港湾振興管理課における協議に関する記録」として，公文書公開決定処分を行った。（港湾振興管理課決定）

(2)　港振第３００３号により，「平成２０年３月３１日付港振第２１５号（漁業権一斉切替に伴う漁場計画案について）に関する港湾振興管理課と水産課との協議に関する記録」として，本件請求に係る公文書が不存在であることを理由に，公文書公開請求拒否決定処分(以下「本件処分」という。）を行った。（港湾振興管理課決定）

(3)　漁第３０８２号により，「平成２０年３月３１日付港振第２１５号（漁業権一斉切替に伴う漁場計画案について）に関する港湾振興管理課と水産課との協議に関する記録」として，本件請求に係る公文書が不存在であることを理由に，公文書公開請求拒否決定処分を行った。（水産課漁業調整室決定）

３　異議申立て

平成２０年８月２６日（平成２０年８月２７日受付），異議申立人は，本件処分を不服として，行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）第６条の規定に基づき，実施機関に対して異議申立てを行った。

４　諮　問

平成２０年９月１日，実施機関は，徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して，当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第３　異議申立人の主張要旨

1　異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は，本件処分を取り消すとの決定を求める，というものである。

2　異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び意見書並びに当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると，異議申立ての理由は，概ね次のとおりである。

(1)　徳島県知事が，漁業権を設定するにあたって，関係部局に協議をしないで設定することはない。

(2)　私どもは，港湾区域内に漁業権の設定に反対の意見を述べた。

第４　実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び当審査会での口頭理由説明における実施機関の説明を要約すると，本件処分の理由については次のとおりである。

(1)　水産課漁業調整室は，定置漁業権及び区画漁業権が平成２０年８月３１日をもってその存続期間である５年を満了するため，漁業法第１１条の２の規定に基づき，新たに漁場計画を樹立する必要があった。

(2)　水産課漁業調整室は，漁場計画樹立方針に基づき漁場計画案に対する公益上の支障について関係機関と協議しており，その関係機関の一つとして，港湾振興管理課が含まれていたが，この協議は，文書をもって行われており，実際に協議の場が持たれたものではない。

(3)　したがって，異議申立人が求めている港湾振興管理課と水産課漁業調整室との協議に関する記録としては，平成２０年３月５日付け漁第７８７号による協議を受けて作成した平成２０年３月３１日付け港振第２１５号による回答文書のみである。

(4)　以上により，本件請求に対する公文書は存在せず，本件処分を行ったものである。

第５　審査会の判断

当審査会は，本件事案について審査した結果，次のとおり判断する。

1　本件処分の妥当性について

(1)　漁業法第１１条の２により，知事は，現に漁業権の存する水面についての当該漁業権の存続期間が満了する場合，その満了日の三ヶ月前までに，漁業種類や漁場の位置及び区域等（いわゆる漁場計画）を定めることとなっている。

(2)　このことから，水産課漁業調整室においては，漁業権の存続期間の満了に伴い，漁場計画樹立方針を策定し，新たな漁場計画を立てることなり，漁場区域が港湾区域内である場合には港湾管理者である港湾振興管理課と協議することになっている。

(3)　しかしながら，漁業法施行以後，当該協議は，文書による照会・回答により行われているものであり，その取り扱いは慣行とされているものと認められる。

(4)　したがって，港湾振興管理課と水産課漁業調整室の間で，別途協議の場が持たれ

たものではないとの実施機関の説明に，特段不合理な点があるとは認めらず，本件請求に係る協議記録が存在しないことを理由とする本件処分は妥当であると認められる。

2　結　論

当審査会は，本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果，冒頭の「第１　審査会の結論」のとおり判断する。

第６　付　言

本件処分の内容等から見て，実施機関からの理由説明書の提出に約９か月もの長期間を要したことについては正当化できるものではなく，不誠実と言わざるを得ない。実施機関におかれては，今後，公開等決定に対する不服申立てについて，迅速かつ的確に対応することを強く望む。

第７　審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は，次のとおりである。

年　　月　　日	内　　　　　　　　　容
平成２０年　９月　１日	諮問
平成２１年　５月２２日	実施機関からの理由説明書を受理
６月１９日	異議申立人からの意見書を受理
７月２４日	審議（第６８回審査会）
８月２５日	異議申立人からの口頭意見陳述，審議（第６９回審査会）
９月１７日	実施機関からの口頭理由説明，審議（第７０回審査会）
１０月１６日	審議（第７１回審査会）